

謝金等に関する規程

平成 27 年 4 月 25 日制定

平成 28 年 2 月 20 日改正

令和 4 年 5 月 14 日改正

令和 5 年 2 月 25 日改正

(目的)

第 1 条 公益社団法人日本診療放射線技師会(以下、「本会」という。)における謝金等の支給に関する取扱いについては、別に定めがある場合を除き、この規程に定める。

(適用範囲)

第 2 条 本規程の基準において謝金とは、講演、助言、原稿の執筆等による知識や意見等の提供、あるいは本会が依頼した実作業(認定試験問題作成、試験監督、採点、調査データの提供等)等を行う依頼先に対して支払う謝礼をいう。

2 本規程は、上記定義の謝金のうち、以下の標準単価を定める。

- (1) 講演会・研修等において講演や講義を行う講師等に対する講演謝金
- (2) 会議等への出席とは別に来所して助言等を行う協力者に対する助言謝金
- (3) 一般的な日本語原稿を執筆する執筆者に対する執筆謝金

3 前項以外の謝金である標準単価を定めることが適切でない個別の実作業に対する謝金の単価、及び本規程に記述のない謝金の単価、並びに本規程の適用範囲内の謝金のうち標準単価によりがたい単価については、本規程で定める標準単価を適用せず、理事会にて別に単価を定めることができる。又他団体からの講師招聘に際し、その団体に謝金規程がある場合はそれを参考に定めることができる。

(税務処理)

第 3 条 本会は、この規程に規定した謝金等に対し、法令の定めるところにより税務処理を行う。

(講演等謝金)

第 4 条 本会が実施する講演又は研修等において、講演又は研修等の講師を依頼した場合における講師の謝金(以下、「講演等謝金」という。)の額は、別表 1 のとおりとする。

2 講演又は研修等の実施にあたり、事前又は事後に打ち合わせ等の時間を必要とする場合には、打ち合わせ等に要する時間を実施時間を含めて講演等謝金を支給することができる。

3 第 1 項にかかわらず、本会に属する役員・職員に対して講義・講演等を依頼した場合は、当該役職員の報酬規程に従い支給し、本規程によって支給しない。

4 特に顕著な業績を有する者に講演を依頼する場合等特段の事情により、第 1 項の規定によりがたい場合の講演等謝金の額については、理事会が別に定めることができる。

(認定等に関する謝金)

第 5 条 以下に規定する用務の謝金の額は、別表 2 のとおりとする。

- (1) 試験問題作成、試験監督、採点
- (2) 実技・演習等による研修・指導・訓練
- (3) 認定資格の書類審査

(執筆謝金)

第 6 条 本会が依頼して執筆された日本語原稿の執筆謝金の額は、別表 3 を参考として理事会が別に定めることができる。

(講演等謝金以外の報酬)

第 7 条 特段の事情により講演等謝金以外の報酬の額については、理事会が別に定めることができる。

(旅費の支給)

第 8 条 用務の遂行にあたり、旅費の支給が必要と認められる場合にあつては、本会の旅費規程を準用し、謝金と合わせて支給する。

(改廃)

第 9 条 本規程の改廃は、理事会の議決によるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、令和 4 年 5 月 14 日から施行する。
- 3 この規程は、令和 5 年 2 月 25 日から施行する。

(別表 1)

講演等の謝金

(単位:円)

標準単価		分野別職位等			限度額	
区分	時給単価	大学の職位	病院における職位	民間	最高	最低
1	50,000	理事長・学長	理事長など	代表取締役など	150,000	30,000
2	30,000	教授	院長、副院長、部長など	役員級	90,000	20,000
3	20,000	准教授	医局長、科長、看護師長など	部長級	60,000	15,000
4	15,000	講師	医長、科長補佐、看護副師長など	課長級	45,000	10,000
5	10,000	助教・助手	診療放射線技師、その他	主任、係員	20,000	5,000

- * 診療放射線技師である者は、その職位に関わらず別表1 区分 5 とする。
- * 講習会等開催に必要とする運営スタッフ人数は、別途、マニュアル等で規定する。

- * 弁護士・医師・公認会計士・作家・俳優・評論家・僧侶・記者・アナウンサー等の個人については職位や階層の一般的な定義がないため、依頼分野における経験年数等を考慮し、別表1の標準単価の中から適宜単価を選択する。
- * 公務員については、当事者と協議の上、標準単価を限度として支給の可否・額を決定する。
- * 打ち合わせ等も評価時間に含むことができる
- * 実習が伴うものは別表2を利用する。
- * 医療被ばく低減施設認定・更新審査において、サーベイヤーが出張して行う訪問審査等については区分5を適用する。

(別表 2)

認定等に関する謝金

(単位:円)

標準単価		支給項目	
区分	支給単価	役務分担	備考
1	8,000/日	開催責任者	基礎技術等の講習会開催責任者で開催日数につき支給する
2	5,000/日	スタッフ	基礎技術等の講習会運営スタッフで開催日数につき支給する
3	2,000/時間	認定資格の書類審査	管理士等の認定資格更新書類審査 (1 イベントあたり最大 8 時間までとする)
4	2,000/時間	講習会等の実技指導	実践医療被ばく線量評価、救急医療学、業務拡大に伴う統一講習会等 (1 イベントあたり最大 8 時間までとする)
5	500/題	2 者択一の試験問題作成	
6	1,000/題	複数回答枝試験問題作成	

- * 区分 5～6 の適応において、診療放射線技師基礎講習、生涯教育セミナー等の○×形式の試験問題は 2 者択一式の試験問題に相当する。

認定試験、国際認定試験等は複数回答枝の試験問題に相当する。

- * 医療被ばく低減施設認定・更新審査において、サーベイヤーが訪問審査に替えて書類審査を行う場合は区分 3 を適用し、定額 16,000 円(8 時間)とする。

(別表 3)

執筆謝金

(単位:円)

標準単価		想定する原稿
区分	原稿用紙単価	
1	3,000	不特定の者を対象にした原稿の内、影響度が極めて高いもの
2	2,500	不特定の者を対象にした原稿の内、影響度が高いもの
3	2,000	不特定の者を対象にした原稿で、一般的なもの
4	1,500	特定の者を対象にした原稿の内、影響度が高いもの
5	1,000	特定の者を対象にした原稿で、一般的なもの

出典:「謝金の標準支払基準」(平成 26 年 3 月 31 日各府省等申合せ)

- * 原稿用紙は 400 字詰め原稿とし、それ以外は 400 字詰め原稿用紙に換算して単価を適用する。

- * 支払単位は0.5枚とし、端数については、100字未満は切り捨て、100字以上は切り上げとする。ただし、全体で100字未満の場合は0.5枚とみなす。